

川崎市病院局規程第 13 号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程（平成 17 年川崎市病院局規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号ナ中「看護」を「看護等」に改め、同号中マをミとし、フからホまでをへからマまでとし、ヒの次に次のように加える。

フ 子育て部分休暇

子部休

第 8 条中「第 5 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。